

総論（オンライン申立ての義務化及び訴訟記録の電子化）

第1 オンライン申立ての義務化等

1 オンライン申立ての義務化

訴えの提起等裁判所に対する申立てその他の申述（書面の写しの提出を含む。以下「申立て等」という。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてしなければならないとすることについて、その段階的な実現を含め、どのように考えるか。

（注1）電子情報処理組織を用いた申立て等（以下「オンライン申立て」という。）を義務化する場合において、書面での申立て等を認める例外の事由について、どのように考えるか。

（注2）オンライン申立てを義務化する場合において、電気通信回線の故障その他の事情により電子情報処理組織を用いて申立て等を行うことができないときは、電磁的記録媒体の提出によりその申立て等を行うことができることとしては、どうか。

（説明）

1 平成16年民事訴訟法改正に至る経緯

民事訴訟手続等のオンライン化については、平成13年6月に取りまとめられた司法制度改革審議会の意見書において、「裁判所の訴訟手続（訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む）、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・更新し、公表すべきである。」と提言され、平成14年3月に最高裁判所が公表した「司法制度改革推進計画要綱～着実な改革推進のためのプログラム～」においても、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる。」こととされた。

そして、法制審議会においても、この点についての調査審議が行われ、平成14年6月に民事・人事訴訟法部会での検討の途中経過を取りまとめた「民事訴訟法改正要綱中間試案」においては、裁判所への情報通信技術（IT）の導入のための所要の手当てを講ずることが検討項目として掲げられ、意見公募手続に付された結果、賛成の意見が多数寄せられた。その後、この点については、民事訴訟・民事執行法部会において調査審議されることとなり、平成15年9月に公表された中間試案においては、インターネットを利用した申立て等を許容する旨の提案がされ、意見公募手続の結果、圧倒的多数の賛成の意見が寄せられている。

このような過程を経て、民事訴訟法（以下「法」という。）が平成16年11月に改正され、民事訴訟に関する手続における申立て等のうち、法令上書面をもってすることとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネット等を利用して申立て等を行うことができるものとされた（法第132条の10第1項）。また、督促手続については、手続の特質に鑑み、申立て等のみならず処分の告知等も含めた手続全体を原則としてオンライン化することとされた（法第397条から第402条まで）。

2 平成16年法改正後の状況

平成16年の法改正により、支払督促手続については、オンラインでの申立て等を可能とする「督促手続オンラインシステム」が導入され（平成18年9月以降段階的に運用開始）、年間9万件以上利用されるなど利用者の利便性を向上させるためにITの活用が図られてきた。

他方、民事訴訟一般に関しては、法第132条の10の施行前に、電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則（平成15年最高裁判所規則第21号）及び同規則施行細則（平成16年最高裁判所告示第1号）が定められ、平成16年以降、民事訴訟規則により書面等によりすることとしている申立て等のうち、ファックスで提出することができるものについてはオンラインでの申立て等を可能とする試験的な運用が一部の裁判所において実施されたが、利用実績に乏しかったことなどもあり、平成21年3月にその試行が終了された。現行の最高裁判所規則等の下では、同条に基づくオンラインでの申立て等を行うことはできず、現在、オンラインでの訴え提起や書面提出は認められていない。

3 政府内における最近の動き

内閣官房が開催した「裁判手続等のIT化検討会」は、平成30年3月30日、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」を公表した。この報告書においては、「弁護士等の法律専門家のみならず、事業者や消費者それぞれの立場から、裁判手続等のIT化の推進に大きな期待が寄せられており、裁判手続等のIT化については、裁判手続の利用者からみて非常に強いニーズがある」とされるところとともに、「裁判手続等のIT化の基本的方向性として、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面IT化』を目指すべき」であり、訴状等の書面の提出についても、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、「電子情報によるオンライン提出へ極力移行し、一本化していく（訴訟記録について紙媒体を併存させない）ことが望ましい」との指摘がされた。

これを受け、「未来投資戦略（成長戦略）2018」（平成30年6月15日閣議決

定)においては、裁判手続等のIT化について、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこと」とされたほか、「知的財産推進計画2018」(同月12日知財戦略本部決定)においても、「民事訴訟手続等のIT化の検討を進める。」とされた。

また、内閣官房が開催した「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」は、令和2年3月10日、「民事司法制度改革の推進について」を取りまとめた。この取りまとめにおいては、「全面オンライン化を実現する手法としては、民事裁判手続の利用者がオンラインでの手続に習熟しながら円滑に全面オンライン化が実現できるよう、段階的なオンライン化を図ることが相当である」とされた上、「国民への情報通信技術の浸透度や技術革新による利便性の向上、更には上記のサポート態勢の充実度等の諸事情を踏まえ、国民の司法アクセスを確保することに配慮しつつ、全面オンライン化の実現を目指すこととし、その過程において、弁護士等の士業者に限りオンライン提出を義務化することを実現することとして、民事訴訟法等の必要な法改正に向けた検討を進める。」とされている。

4 民事裁判手続等IT化研究会(公益社団法人商事法務研究会主催)の取りまとめ

前記「未来投資戦略(成長戦略)2018」を受け、公益社団法人商事法務研究会において開催された「民事裁判手続等IT化研究会」において検討が進められ、令和元年12月、「民事裁判手続等IT化研究会報告書—民事裁判手続のIT化の実現に向けて—」が取りまとめられた。同報告書においては、オンライン申立ての義務化について、以下のような提案がされた。

オンライン申立ての義務化については、以下のとおり【甲案】(オンライン申立てを原則義務化する考え方)、【乙案】(オンライン申立てを士業者に限り義務化する考え方)、【丙案】(オンライン申立ての利用を任意とする考え方)の3つの考え方があるところ、まずは、法第132条の10の規則を制定するなどして【丙案】を実質的に実現し、その後、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実、更には事件管理システムの利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として、【甲案】を実現することを目指しつつ、その過程において【乙案】を実現することとしては、どうか。

ア 【甲案】(オンライン申立てを原則義務化する考え方)

- ① 訴えの提起等裁判所に対する申立て等(書証の写しの提出を含む。)のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてしなければならない。ただし、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

② 上記①本文の場合において、電気通信回線の故障その他の事情により電子情報処理組織を用いて申立て等をする事ができないときは、電磁的記録媒体の提出によりその申立て等をする事ができる。

イ 【乙案】（オンライン申立てを士業者に限り義務化する考え方）

① 訴えの提起等裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてする事ができる。ただし、訴訟代理人（法第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人は除く。）がいるときは、電子情報処理組織を用いてその申立て等をしなければならない。

② 上記①ただし書の場合において、電気通信回線の故障その他の事情により電子情報処理組織を用いて申立て等をする事ができないときは、電磁的記録媒体の提出によりその申立て等をする事ができる。

ウ 【丙案】（オンライン申立ての利用を任意とする考え方）

裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてする事ができることとする（士業者も含めて義務化はしない。）。

5 オンライン申立ての利点

民事裁判手続を利用する者にとっては、オンライン申立てが可能となることにより、次のような利点があるものと考えられる。すなわち、インターネットを利用することができる環境にあれば、自宅や事務所に居ながらにして申立て等を行うことが可能となるため、裁判所に出向く場合や郵送による場合に比べて、費用や労力の点で利便性がある。そして、裁判所が構築する事件管理システムの内容にもよるが、申立て等のための書式が提供されることにより、申立て等の電子データを容易に完成させることができるようになるほか、その後の手続において電子データを再利用することや、申立て等が裁判所に到達したかどうかの確認をすることができるようになるといった利点もある。

そして、紙媒体で裁判所に提出する現行の取扱いに代えて、オンライン申立てに一本化されると、記録の電子化が自動的に実現され、記録管理コストの削減や事務の効率化が図られることになり、限られた司法資源の有効活用が可能となることなどから、民事裁判手続を利用する者にとってもこれを運用する裁判所にとっても、利便性が向上することになる。

そこで、オンライン申立てを義務化することを視野に入れつつ、積極的にオンライン申立てを導入すべきものとも考えられる。

6 オンライン申立ての義務化に当たっての課題

もつとも、令和元年版情報通信白書（総務省）によれば、個人のインターネット利用率（平成30年時点）は79.8%であり、直近の10年は80%前後で推移している状況にあることに照らすと、インターネットを利用していない者の存在及びその割合は決して無視することができないものといえる。また、例えば刑事施設被収容者のように、そもそもインターネットを利用することができない環境にある者の存在も想定し得る。

したがって、オンライン申立てを義務化するに当たっては、これらの者の裁判を受ける権利が害されることのないよう、また司法アクセスを後退させることとならないよう配慮する必要がある。

7 オンライン申立ての義務化に向けた方策

(1) 裁判所による適切な事件管理システムの構築等

仮にオンライン申立ての義務化を進めるのであれば、裁判所において、国民の誰もが簡便に利用することができる事件管理システムを導入することが肝要である。このシステムは、弁護士等の訴訟代理人のみが使えるものではなく、高齢者や障害者を始めとしたIT機器の利用に習熟していない者にも配慮した設計が求められる。

また、令和元年版情報通信白書（総務省）によれば、端末別のインターネット利用率（平成30年時点）は、「スマートフォン」が59.5%と最も高く、次いで「パソコン」が48.2%、「タブレット型端末」が20.8%となっており、スマートフォンでのインターネットの利用がパソコンでの利用を上回っていることに照らすと、構築される事件管理システムは、パソコンのみならず、スマートフォンやタブレット端末からもアクセスすることができるようにすることが必要である。

加えて、裁判所におけるIT環境の整備も重要である。具体的には、裁判所内に国民の誰もが利用することができるパソコンやスキャナー機能を有する複合機等の機器が設置されることにより、オンライン申立ての利用に供する必要があるものと考えられる。

(2) 適切な担い手による充実したサポート体制の構築等

オンライン申立ての義務化を進めるに当たっては、併せて、民事裁判手続を利用しようとする者に対する充実したサポート体制を構築することも必要である。特に、我が国においては、本人訴訟の割合が比較的高いとの実情を踏まえると、単なる書面の電子化等のITリテラシー支援にとどまらず、法的助言を含めたサポート体制の構築は不可避であると考えられる。

その適切な担い手としては、まず、民事裁判手続の運用主体としての裁判所が挙げられる。司法機関の中立性に鑑み、裁判所によるサポートに限界はあるものの、事件管理システムを利用しやすくするための環境整備の一環として、可能な限り、ITリテラシーに対するサポートを行う必要がある。

また、民事裁判手続を利用しようとする者は、ITリテラシーに対するサポートのみならず、個別具体的な事案についての法的助言を含めたサポートを望むことが多いものとも考えられる。こうした場面においては、法テラス、弁護士会及び司法書士会によるサポートが必要である。この点については、日本弁護士連合会からは「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」が、日本司法書士会連合会からは「民事裁判手続のIT化における本人訴訟の支援に関する声明」が、それぞれ示されているところである。

8 段階的実現の是非

前記のとおり、IT機器の利用に習熟していない者との関係では、裁判所による適切な事件管理システムの構築や適切な担い手による充実したサポート体制の構築等が必要不可欠である上、弁護士等の士業者も含め、国民一般に潜在的に存在するオンライン申立てに対する不安感、抵抗感を払拭する必要がある。

このほか、オンライン申立ての義務化を進めるに当たって必要となる法改正やその施行準備、事件管理システムの整備等に一定の年数を要することも併せ考えると、最終的にはオンライン申立ての全面義務化を目指すとしても、段階的に実現していく必要があるとも考えられる。

そして、その過程においては、平成16年の法改正により整備された法第132条の10に基づく最高裁規則を速やかに制定するなどし、法改正に先行してオンライン申立てを実現させることにより、弁護士等の士業者のみならず、民事裁判手続の利用者にオンライン申立ての利便性を感じてもらおうことが考えられる。

加えて、弁護士等の士業者は、裁判所に提出する訴訟資料につき、日常的に電子データを用いて作成しているのであるから、裁判所が構築する事件管理システムの内容にもよるものの、そのシステムを用いて容易に申立て等を行うことができるものと考えられる。そこで、司法の担い手である士業者についてのみ先行して、オンライン申立ての義務化を実現させるという方策を採ることも考えられる。

これらについて、どのように考えるか。

9 オンライン申立ての義務化の例外

前記のとおり、社会においては、インターネットを利用することができない環境にある者の存在が想定し得る。

そこで、仮にオンライン申立てを義務化するとしても、IT機器を利用することができない者の裁判を受ける権利を害することがないように、一定の要件の下に書面での申立て等を認めるという例外を設ける必要があるとも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

2 事件管理システムに障害が生じたときに備えた規律

事件管理システムを利用したオンライン申立てを認めることとした場合に、事件管理システムに障害が生じたとき等に備え、次のような規律を設けることとしては、どうか。

時効の期間の満了の時に当たり、事件管理システムの障害により民法第147条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(説明)

事件管理システムについては、予期せぬ障害が生じたときなど、申立て等をしようとする者が事件管理システムに一定期間アクセスすることができないことが想定される。そのため、民法第161条とは異なる観点から時効の完成猶予効を定める特別の規定を設けることを検討する必要がある。

そこで、訴訟行為の追完(法第97条第1項)の規定を参考としつつ、時効の期間の満了の時に当たり、事件管理システムの障害により民法第147条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から1週間を経過するまでの間は、時効は完成しないこととしては、どうか。

3 事件管理システムに提出することができる電子データの種類

事件管理システムに提出することができるデータについて、次のとおり規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 事件管理システムに提出することができる電子データは、汎用性のあるもの(その解読方法が公に標準化されているもの)とする。
- (2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が(1)の電子データに係る他の種類の電子データを有しているときは、その者に対し、当該他の種類の電子データを提供することを求めることができる。

(説明)

オンライン申立ての際、事件管理システムに提出することができる電子データの種類については、最終的には最高裁規則等に委ねることとなると思われるが、例えば、P

DFファイルのように表示が端末に左右されないような汎用性のあるもの（その解読方法が公に標準化されているもの）とすることとし、併せて、当事者及び裁判所の利便性の観点から、裁判所は、必要と認める場合において、当事者が提出した電子データに係る他の種類の電子データ（テキストデータなど）を有しているときは、その者に対し、当該他の種類の電子データを提供することを求めることができることとしては、どうか。

第2 訴訟記録の電子化

- 1 全面的に訴訟記録を電子化することとしては、どうか。
- 2 （オンライン申立てについて一定の例外を認めることとしつつ、全面的に訴訟記録を電子化した場合において、）書面で提出された訴訟記録については、次のような規律を設けることとしては、どうか。

(1) 書面で提出された訴状又は答弁書その他の準備書面（以下「訴状等」という。）は、裁判所において電子化を行い、事件管理システムにアップロードするものとする。

(2) 裁判所は、書面で提出された訴状等をその書面が電子化された日から一定の期間経過するまでの間保管しなければならない。

(注) 裁判所が書面を保管しなければならない期間について、例えば、書面で提出された訴状等が電子化された直後の期日が経過するまでの間とすることについて、どのように考えるか。

また、裁判所は、書面を保管する期間が経過した後はこれを廃棄することができることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 訴訟記録の電子化について

現行法の下においては、オンライン申立てが行われた場合であっても、裁判所は、オンライン申立てに係るデータを書面に印字しなければならないこととされており（法第132条の10第5項）、訴訟記録を書面で作成することが前提となっている。

しかし、オンライン申立てを一部でも義務化した場合に、逐一書面に印字して記録として編みつけなければならないとするのは時代に即した合理的な取扱いとはいえない。かえって、訴訟記録を電子化することについては、①裁判所における訴訟記録の管理や運搬が容易になること（物理的なスペースの削減に加え、移送や上訴等により事件の係属裁判所が変更する場合に、訴訟記録の運搬のために必要としていた時間が大きく節減される。）、②オンラインでのアクセスが可能となれば、当事者が訴訟記録を持ち運ばなくても済むようになること、③電子化された訴訟記録を用いて、迅速かつ

効率的な争点整理を行うことが可能になることといったメリットがあるとの指摘がされている。

そこで、これらの指摘を踏まえ、全面的に訴訟記録を電子化することとしては、どうか。

2 書面で提出された訴訟記録の電子化について

オンライン申立ての義務化の範囲の例外をどこまで認めるかに関わるものの、一定の例外を認めることとし、また、全面的に訴訟記録を電子化する場合には、書面で提出された訴状等を裁判所において電子化する必要が生ずる。

このような場合には、電子化された後の書面をどのように取り扱うのか、また、書面で提出された訴状等が正確に電子化されているかの確認をどのように行うのかということが問題となり得るが、書面で提出された訴状等は、裁判所において電子化を行い、事件管理システムにアップロードすることとし、裁判所は、書面で提出された訴状等をその書面が電子化された日から一定期間経過するまでの間保管しなければならないものとするのが考えられる。

また、訴状等を書面で提出する者は、IT機器の利用に習熟していない者等であると想定されることから、裁判所に出頭した際に、裁判所に設置された機器等を利用して、書面が正確に電子化されたかどうかを確認することとなるものと考えられる。そこで、裁判所が書面を保管しなければならない期間については、例えば、書面で提出された訴状等が電子化された直後の期日が経過するまでの間とすることとし、併せて、裁判所の負担の軽減の観点から、裁判所は、書面を保管する期間が経過した後はこれを廃棄することができるように考えられる。

これらについて、どのように考えるか。